

平成 28 年度第 1 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
平成 28 年 4 月 25 日（月）
午後 3 時 30 分～午後 5 時 05 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 6 名
- 5 審議事項
 - 議案第 2 号 平成 27 年度事業報告（案）について
 - 議案第 3 号 平成 27 年度収支決算（案）について
 - 議案第 4 号 理事候補者の選任について
 - 議案第 5 号 理事候補者の選任について
 - 議案第 6 号 理事候補者の選任について
 - 議案第 7 号 理事候補者の選任について
 - 議案第 8 号 理事候補者の選任について
 - 議案第 9 号 理事候補者の選任について
 - 議案第 10 号 理事候補者の選任について
 - 議案第 11 号 監事候補者の選任について
 - 議案第 12 号 監事候補者の選任について
 - 議案第 13 号 評議員候補者の選任について
 - 議案第 14 号 評議員候補者の選任について
 - 議案第 15 号 評議員候補者の選任について
 - 議案第 16 号 評議員候補者の選任について
 - 議案第 17 号 評議員候補者の選任について
 - 議案第 18 号 評議員候補者の選任について
 - 議案第 19 号 評議員候補者の選任について
 - 議案第 20 号 評議員候補者の選任について
 - 議案第 21 号 平成 28 年度定時評議員会の招集及び提出議案について
- 6 報告事項
 - 報告第 1 号 平成 27 年度下半期苦情解決状況について
- 7 会議の過程及びその結果
 - (1) 会議成立の報告
冒頭で事務局次長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。
 - (2) 議事録署名人の選任
定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。
 - (3) 審議事項
 - ア 議案第 2 号 平成 27 年度事業報告（案）について

冒頭、理事長より平成 27 年度業務執行状況報告があった。

「公社では、公益財団法人としての理念のもと、平成 27 年度も引き続き、市民相互の助け合いと自立支援のためのサービス提供を行うとともに、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、市民ニーズに沿ったサポート体制の構築に努めた。

平成 27 年度、新規に受託した生活支援体制整備事業は、住民参加型事業を基盤として、社会資源の創出へ貢献できる重要な事業と位置付けて実施した。生活支援コーディネーターや協議体の役割を模索する中で、市民向けに支え合える地域づくり学習会を開催するなど、今後の地域包括ケアシステムの構築に向けた展開の一步を踏み出すことができた。また、平成 28 年 10 月から開始される「介護予防・日常生活支援総合事業」、いわゆる総合事業に向け、制度の移行により、利用者が混乱することなく、必要なサービスが利用できるよう、質と量の確保に向けて、調布市や、他の福祉団体とともに協議しながら、事業開始に向け準備を進めた。

平成 27 年度は、介護報酬改定が行われるなど、介護保険制度が大きく変化した年であった。こうした中で、公社にあっては、自主事業である介護保険事業が 2 年続けて赤字経営となったことから、経営改善が喫緊の課題となっていた。経営改善に向けては、民間のコンサルタントを導入し、課題分析や改善策の検討に取り組み、各事業の経営戦略を作成し、収支バランスの適正化に向けた取組を行った。その中で、居宅支援事業については、特定事業所加算を取得し、安定した収入を確保するとともに、訪問介護事業については、減収要因の分析を行い、労働生産性の効率化に向け取り組んだ。

運営体制の整備については、公社が持つ様々なサービス提供を行う能力を、個々の職員がいかに発揮し、相互に連携を図ることにより、総合力を生かした組織へと変革できるように、10 月に、2 課 7 係から 2 課 6 係へと組織改正を行い、各部門・各事業における専門性をさらに生かした人員配置とした。また、職員育成のために、これまでの係長による運営会議に加え、常勤職員会議の開催により、公社理念の習得や経営改善に向け、情報共有を図った。さらに、経営改善と並行して、公社の理念を実現するための三つの柱である普及啓発、人材育成、調査研究の事業展開について、学識経験者等を招き、検討を重ねた。

このような改善策を実施してきたが、残念ながら、平成 27 年度も赤字解消には至っていない。平成 28 年度は、さらなる経営改善を図り、健全な運営ができるよう努めていく。」

続いて、事務局より次のように説明があった。

「2, 重点事業」

ア、介護保険制度改正への対応

「平成 27 年 4 月に介護保険制度と報酬額の同時改定が行われた。公社では、利用者が混乱しないよう介護保険料や負担割合の変更、特別養護老人ホームへの入所基準の変更などについて広報紙で紹介し、利用者宅訪問の際にも介護保険制度改正について周知に努めた。また、平成 28 年 10 月から開始される総合事業について、公社が実施している住民参加型サービスにも大きな影響が予想されることから、開始に向け情報収集に努めた。」

イ、地域における支え合いの仕組みづくりの取組

「介護保険制度改正により新たに創設された生活支援体制整備事業について、平成 27 年 6 月から、調布市から受託し、生活支援コーディネーター及び協議体を設置した。この事業の目指すべき方向性や具体的な仕組みづくりについて、試行錯誤を重ねながらの取組となったが、関係者のご協力をいただき、全 5 回の協議体、協議体発足記念講演会、支え合える地域づくり学習会を開催し、支え合いの地域づくりに向けた取組を進めた。また、食事サービス連絡会を開催し、関係者間の情報共有・連携に向けた取組を行った。」

ウ、認知症を中心とした当事者と家族介護者支援の取組

「平成 26 年 7 月から開始した「だれでもカフェ」は、認知症の家族介護者の交流と相談の場であるとともに当事者の居場所となっている。若年性認知症の家族介護者の参加もあり、介護者が抱える悩みを協力会員や地域住民とともに傾聴する中で、改めて地域で認知症を理解し、支え合える体制づくりの重要性を認識した。

平成 28 年 2 月のこくりょうカフェ、3 月のぷちカフェでは、参加者からご意見等をいただくためアンケートを実施した。たくさんの人と交流できる、楽しい、ほっとできる等のご感想も多くいただき、カフェが地域住民の憩いの場になりつつあることがうかがえた。また、ボランティア参加者からは、自分自身のステップアップとして参加しているとの声もあり、参加者自身がそれぞれの意味を見出し、参加してくださっていることがわかった。また、地域に同様の取組を広げていくため、協力会員の中で、自宅開放型のカフェの開催を希望している方に、開催に向けての後方支援を行った。

また、家族支援マップを改訂し、遠方のご家族が公社ホームページからマップを見ることで、遠距離介護の支援につなげることができた。」

エ、公社の将来ビジョンの検討・運営体制の整備

「理事長の執行状況報告のとおりである。」

「3、高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業」

ア、有償在宅福祉サービス事業

「公社理念に基づき、地域包括ケアシステムの実現に向けて、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、支え合いの地域づくりを推進した。有償在宅福祉サービス事業は、介護保険制度等では対応できないニーズに対して、協力会員が担い手となり、専門職がコーディネートし、柔軟かつ迅速にサービスを提供した。さらに、地域包括支援センターや他機関、民間事業者等と連携し、高齢者や障害者などの支援を行った。このほか、平成 28 年 2 月 22 日に行われた、東京都社会福祉協議会在宅福祉サービス部会の平成 27 年度第 3 回情報交換会「地域における助け合い・支え合い活動の意義と展開」において、公社職員と協力会員にて日ごろの活動状況や今後の展開等について実践報告を行った。」

(ア) 利用会員の状況

「平成 27 年度の利用世帯数の状況は、平成 26 年度と比較し、横ばいとなった。介護保険制度では対応できない（同居家族のいる家事支援、草取り等の制度対象外の支援など）制度のはざまのニーズが目立った。年度末の利用会員世帯数は 290 世帯、会員数は 395 人である。」

(イ) 協力会員の状況

「平成 27 年度は、入会者が 28 人、退会者が 36 人で、平成 26 年度と比較し、会員数は 8 名減少となった。担い手の掘り起こしや、すそ野をどのように拡大していくかが大きな課題である。退会理由としては、「就労」「転居」「体調不良」などが多く、「親の介護」を理由とした退会も目立った。年度末の協力会員数は 307 人である。」

(ウ) ホームヘルプサービスの状況

「利用会員が安心して、より豊かな生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに沿った支援ができた。積雪時の雪かき支援では、利用会員の安心につなげることができ、感謝の言葉をいただいた。改めて、制度外でしか対応できない柔軟なサービス提供のニーズを把握することができた。」

(エ) 食事サービスの状況

「近年、民間の配食事業者の参入が相次いでおり、公社の食事サービスを取り巻く経営環境は厳しいものとなっている。そのため、利用者数・食数ともに減少傾向にあったが、平成 27 年度は、子育て世代に特化したチラシを作成し子育て関連施設に広報した結果、利用者数・食数ともに増加し、利用総食数は 4 万 7148 食となった。」

d, 福祉施設へのサービス提供

「市内の知的障害者グループホームや認知症高齢者グループホームに協力会員が出向き、ホームヘルプサービスで手作りの食事を提供した。公社の認知症デイサービス「ぶちぼあん」や、調布市国領高齢者在宅サービスセンターの利用者に食事サービスを提供した。子ども家庭支援センター「すこやか」には、調理のホームヘルプサービスや食事サービスを提供した。」

(オ) 会員交流事業

「公社会員を対象に、会員相互の交流を図る目的で、テノール歌手を招き、コンサート、茶話会を開催した。22 名が参加し、音楽を楽しみながら会員同士の交流を深めることができた。

支援関係が終了した利用会員・協力会員や、食事サービスを担当していた協力会員同士が再会し、生きがいの創出を図ることができた。ある参加した利用会員は、近隣に住む協力会員が主催しているサロンの話に関心を持ち、次回参加することにつながった。住民同士の支え合いの意識から、新しいつながりが生まれるきっかけになった。」

(カ) 会員慶弔

「会員の慶事（利用会員の誕生日）に、100 歳になられた利用会員宅に訪問し、理事長から祝辞を述べ、ブーケをお届けした。」

イ、生活支援コーディネート事業（ちょこっとさん）

「ひとり暮らしの高齢者、高齢世帯などのちょっとしたお困りごとに対して、元気なシニアの方々がその担い手として参加し、電球交換や荷物の上げ下ろしなどの支援を行った。また、「扉の鍵があかない」という相談もあり、支援が必要な軽度の認知症の方を地域包括支援センターにつなげることができた。近年、登録ボランティアが不足している現状があり、相談があっても支援につながらないケースも発生している。ボランティア説明会からの新規登録にも限界があることから、市民・関係者等に対して個別にアプローチを行い、登録ボランティアの拡大に努めた。相談件数は 118 件、利用件数は 95 件、登録ボランティア数は 94 人となった。」

ウ、在宅福祉サービスに関する相談事業

「高齢者、障害者、病弱者及びひとり親家庭等の総合相談窓口として、公社が展開している地域包括支援センターや介護保険事業によって蓄積した情報やノウハウを活用し、相談に応じた。また、地域の関係機関と連携しながら、最適な支援につなげるなど、問題解決に向けて対応した。各相談件数については記載のとおりである。」

エ、居宅介護支援事業

「平成 27 年度も、住み慣れた地域で安心して過ごせ、ご利用者一人ひとりが望む暮らしが実現できるよう、適宜アセスメントを実施し、ケアプランの作成を、延べ 1,460 件実施した。介護保険サービスのみならず、地域の社会資源を取り入れたケアプランを作成し、包括的に支援できる体制構築に努めた。ケアプラン数は、平成 26 年度に比べ、105 件の減少となっている。減少理由は、ケアマネジャーの員数を平成 27 年 9 月に 5 名体制から 4 名体制に変更したことによる。また、平成 27 年 12 月に主任ケアマネジャーの配置を行い、人員体制を構築したことにより、特定事業所加算Ⅱを取得した。引き続き、公益財団法人の居宅支援事業所として、多くの課題、特に認知症や精神疾患、経済的な課題を持ち、家族関係が複雑な利用者に対しても、地域包括支援センターや医療機関、後見センターや行政等公的機関と密に連絡をとりながら丁寧に支援していく。」

オ、調布市地域包括支援センターゆうあい事業

「相談の傾向としては、少し気になる段階から相談してもらうことができ、予防給付対象者が増加した。認知症高齢者を支えるご家族の相談については、少しでも介護負担の軽減を図れたらと徘徊探知機等の活用を提案し、利用につながったケースが増えた。

また、地域の団体や自治会への出張説明会においても、認知症を支えるための学習会を開催し、地域における認知症への理解に対して普及啓発を行った。地域での活動の場、参加の場を意識した生活体制が整備されているか確認を行い、地域の支え合いによる生活体制整備の土台づくりを行ってきた。地域ケア会議では、つなぐ支援への課題や家族介護の課題、老いていく準備のための学習について取り上げ、自治会・地域団体・介護保険事業所・医療機関等が集まり、有効的な意見交換ができた。」

カ、訪問介護、介護予防訪問介護事業

「介護保険サービスとして、居宅サービス計画に基づき、訪問介護及び介護予防訪問介護サービスを提供した。ご利用者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、自立支援を目指し、チームケア方式でのサービスを行い、質が高く、切れ目のないサービスの提供に努めた。様々な課題を重複して抱える利用者やその世帯を、介護支援専門員や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、サービス提供を通して支援した。平成 27 年度の特徴は、要支援 1、2 の方へのサービス提供機会の増加が見られ、要介護者の方たちへの支援が減少傾向になっている。年間で 1791 時間余のサービス提供時間が減少した。障害者訪問介護事業が 814 時間余、軽度見守り事業が 59 時間余増加しており、訪問介護事業所としては 918 時間のサービス提供時間の減となっている。平成 27 年度は、4 名の訪問介護員の退職があり、1 名のみ的人员補となっており、係員数の減少もあり、サービス提供時間の減となっている。」

キ、デイサービスぷちぽあん事業

「通所介護事業では、年間を通して転倒予防体操やウォーキング、家事作業等の活動、趣

味活動、交流活動を中心に、季節ごとに行事を取り入れながらサービスを提供した。平成 27 年度の実施日数は 258 日で、利用延べ人数は 2,667 人、利用率は 86.1%。1 日の平均利用人数は 10.3 人。平成 26 年度に比べ 1.3 人の増加である。主な要因は、新規利用者の受け入れが順調だったこと、新規で受け入れた利用者が要介護度が低く、ショートステイの利用が少なかったことである。

また、個別送迎を積極的に行い、送迎可能な地域を拡大した。そして、事業の見直しを行い、平成 28 年 4 月からの業務時間短縮、自主送迎開始の準備を行った。」

ク、調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業

「転倒予防体操や趣味活動を中心に、季節ごとに行事を取り入れながらサービスを提供した。平成 27 年度の利用延べ人数は 9,699 人で、平成 26 年度と比べ 286 人増加した。主な要因としては、平成 27 年 10 月から祝日の開所にある。祝日を含めた定期的な利用によって、利用者の生活リズムが安定するとともに、家族介護の負担が軽減されることとなった。

地域福祉交流育成については、市民・団体・学校等がボランティアとして、「生活」、「季節、外出等の行事」に参加し、利用者との交流を図り、福祉への理解を深めることに貢献することができた。個人ボランティアは減少したが、新たな団体を受け入れたこともあり、ボランティア数は昨年を上回る結果となった。

家族支援サービス（家族会）については、家族介護者の支援として家族会を開催し、介護士から、スライドによる利用者の生活・活動場面の説明や調布市内の認知症サービスの紹介等も含め、介護から離れて家族同士が集い、職員を交え意見交換をした。介護に対する新たな視点や発見があり、介護者の負担を軽減することにつながる会となった。」

ケ、低栄養予防事業

「要介護状態を予防するための栄養状態の維持及び増進を図ることを目的に、管理栄養士、栄養士による低栄養予防改善計画に基づく料理教室形式の講座を実施し、延べ 52 名が参加した。講座の参加者が料理をつくるきっかけづくりと、仲間づくりにつながった。低栄養予防の取組を継続できるように、前年度の受講生を対象にフォローアップ講座を開催した。」

コ、軽度生活援助事業

「高齢者の自立した生活の継続と、認知症高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、ヘルパー等を派遣し、軽易な日常生活上の援助等を行う調布市の一般施策事業を受託し、実施した。生活援助事業では、公社で長年ホームヘルプサービスを提供してきた協力会員、見守り事業では、認知症高齢者対応の実績がある公社の訪問介護員が援助を行った。なお、見守り事業は、介護保険制度が適用されない見守り介護が必要な認知症の方が増加しており、平成 26 年度から比べ 59 時間の利用増加があった。」

サ、介護保険要介護認定事業

「調布市の介護保険制度運営の円滑な遂行に協力するため、介護保険法に基づく要介護認定調査を行った。平成 27 年度は 46 件の認定調査を行い、対象者の心身の状態、日常生活等について訪問調査を行った。その結果、適正かつ円滑な制度運営の遂行に資することができた。」

シ、障害者訪問介護事業

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者の自立支援を目的に、公社ヘルパーが身体介護や家事援助を行った。平成 27 年度は、サービス提供時間が、平成 26 年度に比べ、約 814 時間余増加した。理由としては、他事業所が事業撤退したためや、精神障害者における退院促進支援事業に伴う利用者支援の増加があり、引き受け手の少ない利用者を積極的に受け入れた結果である。」

ス、生活支援体制整備事業

「平成 27 年度の介護保険制度改正において、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の一つとして、生活支援サービスの充実・強化を図っていくことが示され、公社では、平成 27 年 6 月に「調布市生活支援体制整備事業」を受託し、取組を開始した。」

(ア) 生活支援コーディネーターの配置

「住民参加推進係の社会福祉士 2 名を兼務にて配置した。生活支援コーディネーターの役割として、不足するサービスや資源を創出していくことや、生活支援の担い手を発掘・育成していくことなどが求められることから、まず地域の実情を明らかにするために、各地域包括支援センターなどへのヒアリング調査、また、関係機関への訪問・視察を通して情報交換や連携に努めた。」

(イ) 協議体の設置・運営

「協議体は、第 1 回を平成 27 年 7 月に開催し、全 5 回を開催した。協議体のメンバーとしては、調布市関係部署、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公社を初め、民生・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉事業団、民間事業所、子育て支援団体などの方々に参加いただき、地域づくりに向けた取組について協議を行った。このほか、市民・関係者を対象に、協議体発足記念講演会や、支え合える地域づくり学習会を実施し、地域づくりに向けた普及啓発に努めた。」

「4、市民福祉及び地域福祉の増進のための普及啓発、人材育成並びに調査研究開発事業」

ア、普及啓発事業

「市民相互の支え合いによるあたたかい地域づくりを目指し、情報発信、地域活動への参加支援、住民同士の仲間づくりの場の提供等、様々な手法で福祉に関する普及啓発を進めた。また、地域包括ケアシステムの推進や、今後の介護保険制度の改正を踏まえ、住民参加型事業の基盤を強化するため、地域団体との連携を図り、地域に出向いての事業説明会等を積極的に行い、協力会員・登録ボランティアの拡大に努めた。

「福祉講演会」では、ノンフィクションライターの中澤まゆみ氏を招き、「おひとりさまの就活～最期まで地域で安心して生きるために～」をテーマに講演会を開催した。258 人の参加をいただき、高齢で単身になっても、地域で安心して過ごすことのできる知識や知恵を学ぶことができた。そのほかについては、記載のとおりである。」

イ、人材育成事業

「公社の理念である「市民相互の助け合い」と「自立支援のための質の高いサービスの提供を通じて「あたたかい地域づくり」を推進するため、介護の担い手や協力会員、ボランティアの育成、専門資格の取得を目指す実習生などに、様々な「学びの場」を提供し、福祉の担い手となる人材の育成に努めた。「職員研修の公開」では、「セルフケア」「認知症」「セルフ・ネグレクト」をテーマに公開研修を実施し、地域全体のサービスの質の

向上、福祉専門職のスキルアップに向けて取組を行っている。」

ウ、調査研究開発事業

「平成 27 年度も引き続き調布市等の関係機関と会議の場での情報交換や連携を図り、公社事業全体で質の高いケアが行えるよう努めた。また、高齢者の孤立予防として、地域で援助者が支援を行う上で困難を感じるセルフ・ネグレクト（自己放任）を、平成 27 年度に引き続き取り上げ、公開研修とし、公社職員含め 24 名の参加があった。セルフ・ネグレクトが起きる背景や要因、現状の実態について、東邦大学看護学部の岸恵美子教授から講義いただき、地域包括支援センターゆうあいの相談事例の現状を報告し、1 事例を事例検討会として、具体的にセルフ・ネグレクト状態にある高齢者の生活がどうしたら再構築できるのか、その支援方法を、地域の福祉職 10 名の方とともに検討した。

参加者からは、利用者本人だけでなく、家族世帯全員を含めた支援を考える必要性や、利用者の小さな SOS をいち早く気づく大切さを学ぶことができた、という感想をいただいた。今後も、公社が事業を実践する中で得た知見をもとに、地域の福祉職とともに支援の質の向上が図れるよう取り組んでいく。」

「5、その他の報告事項」

ア、経営改善に関する事項」

「介護保険事業の経営改善のため、9 月から、コンサルタントを交え協議を重ね、問題点を明らかにするとともに、現状分析を行い、課題について確認した。コンサルタントからの提案を踏まえ、事業継続のための体制構築、数値目標の設定、人件費の削減等の方向性を示す、経営改善計画を策定した。平成 28 年度は、これらの内容を具体的に進めていく。」

イ、サービスの質の向上に向けた取組

「職員全体研修を 3 回実施したほか、係や担当ごとの研修にも社内会議等を活用し、積極的にサービスの質の向上に取り組んだ。また、利用者のニーズに合った適切なサービスのあり方や、介入が難しい利用者への支援のあり方などを検討するケースカンファレンスを定期的実施した。特に、平成 27 年度には、相談援助職の支援者支援として、ルーテル学院大学包括的臨床コンサルテーション・センターの森朋子研究員をスーパーバイザーとして招き、支援者が体験する喪失についての講義をいただき、その後、初めてデス・カンファレンス（死亡症例検討会）を実施した。亡くなられた利用者の支援について振り返り、今後のケアの質を高めることや、相談援助職自身のグリーフケア（死別体験者への支援）に努めた。高齢者への支援を行う中では避けては通れない死別体験について、スーパーバイザーからのサポートを得ながら、職員同士でその体験を分かち合うことで、今後の丁寧な支援を行うための大きな力となった。」

ウ、役員等及び会議に関する事項

「記載のとおりである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 3 号 平成 27 年度収支決算（案）について

事務局より次のように説明があった。

「まず、収支計算書（事業別集計）について。平成 27 年度の収支決算額は、「1.概要」の合計欄から、収入は、予算額 6 億 1,710 万円に対して、決算額は 5 億 6,504 万 634 円。支出は、予算額 6 億 1,861 万 2,000 円に対して、決算額は 5 億 7,316 万 3,484 円。この結果、収支差額は、マイナス 812 万 2,850 円となった。この収支差額に前期繰越収支差額の 4,139 万 5,846 円を充当し、平成 28 年度に、3,327 万 2,996 円を持ち越すことになる。

収支差額の主な要因は、「2.事業別集計」の補助事業等では、有償福祉サービス事業収入や、調布市からの補助金収入により、住民参加型事業、普及啓発等の事業に加え、公社運営管理費を計上し、不用額を返還するため、収支差額はゼロとなる。

受託事業について。在宅サービスセンター事業、介護予防デイサービス事業、地域包括支援センター事業、見守りネットワーク事業、生活支援体制整備事業、低栄養予防事業は、それぞれ委託契約に基づき、不用額を精算するため、収支差額はゼロとなっている。軽度生活援助事業については、単価契約であるため、収入額に合わせ、人件費等を計上し、収支差額をゼロにしている。

自主事業については、「自主事業収支決算状況」にて平成 26 年度との比較も踏まえ説明する。自主事業ごとに 24 年度から 27 年度を一覧にした。

居宅介護支援事業は、27 年度の収支差額がマイナス 288 万円余となり、26 年度と比べ、約 134 万円余解消された。これは、12 月から特定事業所加算の取得により改善の方向が見えてきているためである。引き続き、人員体制を整え、加算取得を継続することが目標となる。

訪問介護事業は、収支差額は、マイナス 488 万円余となり、26 年度と比べ、753 万円余悪化した。これは、年間約 1800 時間の訪問時間の減少による収入減に加え、報酬単価のマイナス改定によるものである。

障害者訪問介護事業は、訪問時間数等が増加し、収入が増加した結果、26 年度に比べ、収支は改善されているが、報酬単価が低いため、訪問介護事業をカバーできる状況ではない。引き続き、ヘルパー職員の稼働率の向上など、労働生産性の効率を図り、収入の増加に努めていく。

デイサービスぷちぼあん事業は、収支差額はマイナス 295 万円余となり、26 年度に比べ、252 万円余解消された。これは、収入で目標に近い利用率が維持できたことによるものである。また、28 年度から利用者送迎を自社送迎へ変更し、支出が削減されるため、利用率の維持向上が目標となる。

4 事業の合計は、収支差額 C で、マイナス 995 万 8,525 円となり、平成 26 年度と同様の決算となっている。

財務諸表、その他収支であるが、収入計から管理事務費を控除した収支差額は、183 万 5,675 円となり、自主事業のマイナスに充当した結果、収支としては、マイナス 811 万 2,850 円の収支差額となる。

執行科目である節科目ごとに集計した収支計算書は、後ほどご確認ください。

正味財産増減計算書であるが、先ほどの収支差額に減価償却を加えた結果、当期経常増減額は、マイナス 1,109 万 5,880 円となった。一般正味財産期首残高から、この当期経常増減額を控除した一般正味財産期末残高は、6,357 万 3,222 円となる。これに、基本

財産である指定正味財産の 3 億円を加え、正味財産期末残高は 3 億 6,357 万 3,222 円となる。

正味財産増減計算書内訳表は、公社の会計を、公益目的事業を経理する会計と法人管理部分を経理する会計に区分した内訳表である。

財務諸表に対する注記は、会計方針に関するものなど、財務諸表本文に対する補足説明となる。

財産目録は、平成 28 年 3 月 31 日現在の貸借対照表の明細となる。

流動資産の主なものとして、みずほ銀行に、運転資金として 5,865 万円余。未収金では、東京都国民健康保険団体連合会に、2 月・3 月分の介護給付費として 2,238 万円余。利用者に各事業のサービス利用料として 1,007 万円余となっている。

固定資産の主なものは、投資有価証券で大阪府債を 2 本、1 億 9,961 万円余。定期預金で、大和ネクスト銀行へ 1 億円。事業運営基金が 1,677 万円余。その他固定資産は、建物附属設備として、ヘルパーステーション第二事務所の造作費で 855 万円余となっている。この結果、資産合計は 4 億 3,097 万 8,932 円となる。

流動負債の主なものは、職員の 3 月分の給与等の未払いが 1,674 万円余。調布市預り金では、補助金、委託金の精算後の返還金として 3,153 万円余。負債合計は 6,740 万 5,710 円となる。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は、3 億 6,357 万 3,222 円となる。」

次に、監事より監査結果報告があった。

「公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第 24 条及び関連法令に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの平成 27 年度における理事の職務の執行を監査した。

1、監査の方法及びその内容。

(1) 業務監査については、理事会等に出席し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査した。

(2) 会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を確認した。

2、監査の結果。

(1) 事業報告及びその附属明細書については、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程等に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。

3、所感。

平成 27 年度の介護保険事業において、昨年同様に収支差額が大きくマイナスとなった。事業報告で民間のコンサルタントを導入し経営改善に向けて取り組まれ、また一部の事業で収支改善されている報告を受けた。平成 28 年度においては是非とも 27 年度の経営分析の結果を踏まえ、改善をさらに進めることにより適正で円滑な事業執行に努めるこ

とをお願いする。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

- ウ 議案第 4 号 理事候補者の選任について
- 議案第 5 号 理事候補者の選任について
- 議案第 6 号 理事候補者の選任について
- 議案第 7 号 理事候補者の選任について
- 議案第 8 号 理事候補者の選任について
- 議案第 9 号 理事候補者の選任について
- 議案第 10 号 理事候補者の選任について
- 議案第 11 号 監事候補者の選任について
- 議案第 12 号 監事候補者の選任について

議案第 4 号から議案第 12 号までは、理事、監事の改選に伴う人事案件となるため、一括して説明することの承認を得た後、事務局より次のように説明があった。

「公社定款第 25 条では、「理事、監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任は妨げない」とある。平成 28 年度の定時評議員会をもって理事、監事の皆様の任期は満了となる。皆様には、これまで公社の発展にご尽力いただき感謝を申し上げますところであるが、経営改善も道半ばであり、今後とも皆様のお力添えをいただきたく、再任をお願いする形で調整してきた。その結果、理事、監事の候補者の事務局案を説明する。なお、理事、監事の選任は、評議員会の決議事項となる。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

- エ 議案第 13 号 評議員候補者の選任について
- 議案第 14 号 評議員候補者の選任について
- 議案第 15 号 評議員候補者の選任について
- 議案第 16 号 評議員候補者の選任について
- 議案第 17 号 評議員候補者の選任について
- 議案第 18 号 評議員候補者の選任について
- 議案第 19 号 評議員候補者の選任について
- 議案第 20 号 評議員候補者の選任について

議案第 13 号から議案第 20 号までは、評議員の改選に伴う人事案件となるため、一括して説明することの承認を得た後、事務局より次のように説明があった。

「定款第 13 条では、「評議員の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない」とある。平成 28 年度の定時評議員会をもって評議員の皆様についても任期は満了となる。評議員の皆様においても、評議員という立場で側面から公社の発展にご尽力いただいている。引き続き皆様のお力添えをいただきたく、再任をお願いする形で調整してきた。事務局案を説明する。なお、理事、監事の選任と同様に、評議員の選任についても、評議員会の決議事項となる。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

オ 議案第 21 号 平成 28 年度定時評議員会の招集及び提出議案について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づき理事長が招集することになっている。このことから、平成 28 年度定時評議員会を、平成 28 年 5 月 10 日、火曜日、午前 10 時より、調布市市民プラザあくろすにおいて開催いたしたく提案する。審議の内容は、平成 27 年度事業報告並びに収支決算に加え、理事・監事並びに評議員の選任についてとなる。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

(4) 報告事項

ア 報告第 1 号 平成 27 年度下半期苦情解決状況について

事務局より次のように報告があった。

「平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの 6 カ月間で申し出があった苦情は 2 件である。一つ目は、住民参加型有償在宅福祉サービス事業のホームヘルプサービスの利用会員からの苦情である。協力会員がインフルエンザにかかったことから、担当職員がお休みする旨利用会員に電話したが、その対応に配慮がないと感じられたことによる苦情であった。担当係長と担当者がご本人宅を訪問し、電話での謝罪に加え、再度これまでのお詫びをした後、今後のサービス内容について確認した。

二つ目は、介護予防ケアプラン利用者とそのご家族から、担当ケアマネジャーへの定期的な確認のための訪問や書類整備について、ご意見、ご質問を受けた。今回初めて個人情報保護規定の自己情報開示請求が出されたことから、第三者委員に相談し、規定にのっとり対応した。

今後、サービスご利用者への丁寧な説明や訪問に努めるとともに、今回の苦情対応を全職員で共有し、再発防止と業務改善に努めていく。」

報告について、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。